

【お詫び・訂正】

情報 A 2014 年 12 月号 p.68 に掲載した☆韓国 産業安全保健施行令・施行規則の改正案を公表」の記事で、雇用労働部の意図と相違の解説がありました。ここにお詫びして以下のとおり該当記事を訂正いたします。詳しくは、こらむ (p.) をご覧ください。

☆韓国 産業安全保健施行令・施行規則の改正案を公表

2014年10月20日、韓国雇用労働部は、産業安全保健法施行令中、「化学物質管理法」の提出書類と重複する工程安全報告書の提出書類を産業安全保健法の書類の写本で提出することができるようにする案を立法予告し、また2014年10月22日、産業安全保健法施行規則中、これまで少量新規化学物質届出免除の閾値が各社100kgであったものが「化学物質の登録及び評価等に関する法律」の化学物質登録決定を受けた場合、100kgまで確認を受けたものと見なし、改正に合わせ1トンに引き上げ、有害性・危険性措置事項通知書を雇用労働部が直接申告人に通知することができるようにし、新規化学物質の有害性・危険性調査が完了した後3年をすぎて半年以内に公表だったものが、該当化学物質の名称等を調査完了後に公表・通知するようにする等関連規定を整備する案を立法予告した。なお、コメント提出の受付終了は2014年12月1日である。